

独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、平成 25 年度補正予算等に係る福祉医療貸付事業の融資条件等につき改正を行うものである。

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置

「社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例（利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ）」の対象となる耐震化等整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 1 項関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	○ <u>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</u> ○ <u>次世代育成支援対策施設整備交付金</u> ○ 安心こども基金 ○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 による耐震化等整備事業	○ 安心こども基金 ○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 による耐震化等整備事業

2) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の特例（無利子、貸付限度額の引上げ）」の対象となる高台移転整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 2 項及び第 22 条第 3 項関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	○ <u>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</u> ○ <u>次世代育成支援対策施設整備交付金</u> ○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 ○ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等 による高台移転整備事業	○ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 ○ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等 による高台移転整備事業

3) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

「スプリンクラー整備に係る融資条件の特例（貸付けの相手方の拡充、利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ）」の対象施設及び対象となる整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 23 条第 1 項及び第 3 項関係】

区分	【新】	【旧】
貸付対象施設	<u>軽費老人ホームのうち A 型及び B 型</u>	(追加)

対象となる事業	○社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 ○次世代育成支援対策施設整備交付金 ○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 ○介護基盤緊急整備等臨時特例基金等(※)による整備事業	○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 ○介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業
---------	--	---

※地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地方財政措置に基づく補助金

4) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の優遇措置

「定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）」の対象となる整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	○介護職員処遇改善等臨時特例基金 ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による高台移転整備事業	○介護職員処遇改善等臨時特例基金による整備事業

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

「医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引下げ）」の対象となる耐震化整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	○医療提供体制施設整備交付金 ○医療施設耐震化臨時特例基金による耐震化整備事業	○医療施設耐震化臨時特例基金による耐震化整備事業

2) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置

医療施設等施設整備費補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金によりスプリンクラー整備を行うものについて融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 23 条第 4 項関係】

区分	【新設】
利率	機構の理事長が定める(※)
貸付金の限度額	100 分の 90

※当初 5 年間、基準金利 ▲0.5%、6 年目以降基準金利と同率、基準金利 + 0.1%又は基準金利 + 0.5%とする予定。

3) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の優遇措置

「定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）」の対象となる整備事業を次表のとおり改める。

【附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる事業	○介護職員処遇改善等臨時特例 基金 ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 による高台移転整備事業	○介護職員処遇改善等臨時特例 基金 による整備事業

3. その他

◆ 経営者保証に関するガイドラインに係る改正

経営者保証に関するガイドラインの適用にあわせて、保証人の取扱いを次表のとおり改める。

【第 20 条関係】

区分	【新】	【旧】
保証人	<u>必要に応じて立てさせる</u>	<u>原則として立てさせるものとする</u>

◆ その他所要の改正

上記に掲げるもののほか、必要な修正を行う。

4. 施行日

平成 26 年 3 月 ● 日

（平成 26 年 2 月 6 日からの適用。ただし、第 20 条の改正規定は平成 26 年 2 月 1 日から適用。）

以上

独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、平成 26 年度予算等に係る福祉医療貸付事業の融資条件等及び助成事業対象の変更等につき改正を行うものである。

1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業に対する貸付けの創設

認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業を行う法人に対する貸付けを行う。

【第 4 条関係】

区分	【新設】
貸付対象施設	認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業
貸付けの相手方	法人

2) 南海トラフ地震に対する地震防災対策としての社会福祉施設等の高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく社会福祉施設等の高台移転整備に係る融資条件を次表のとおり改める。

【第 10 条及び第 17 条関係】

区分	【新設】
利率	無利子
貸付金の限度額	機構の理事長が定める(※)

※ 100 分の 95 とする予定。

3) 社会福祉法人の経営高度化に対する経営資金に係る融資条件の優遇措置

社会福祉法人の経営高度化に対する経営資金について、貸付けの相手方を機構の融資対象となる社会福祉法人とし、償還期間及び据置期間を次表のとおり改める。

【第 4 条、第 6 条、第 16 条及び第 17 条関係】

区分	【新】	【旧】
償還期間	機構の理事長が定める(※)	5 年以内
据置期間	機構の理事長が定める(※)	6 月以内
貸付金の限度額	機構の理事長が定める(※)	100 分の 70

※償還期間 8 年以内（うち据置期間 1 年以内）、貸付金の限度額は 100 分の 90 とする予定。

4) 石綿除去等のための整備事業等に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付対象施設に軽費老人ホーム A 型及び B 型を追加し、貸付限度額を 75～80%とするもの）」について、適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年度まで	平成 25 年度まで

5) 保育所等の整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年度までとされていた「保育所等の整備事業に係る特例（貸付限度額の引上げ）」について、適用期間及び対象となる事業を次表のとおり改める。

【附則第 14 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 29 年度まで	平成 26 年度まで
対象となる事業	☐ 保育所 ☐ 放課後児童健全育成事業 ☐ 認可を目指す認可外保育施設 ☐ 小規模保育事業	☐ 保育所 ☐ 放課後児童健全育成事業

6) 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例（利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 1 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

7) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の特例（無利子、貸付限度額の引上げ）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 2 項及び第 22 条第 3 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

8) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（耐震化整備事業含む。利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ。）」及び「定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

9) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「スプリンクラー整備に係る融資条件の特例（貸付対象施設及び相手方の拡充、利率の引下げ並びに貸付限度額の引上げ）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 23 条第 1 項～第 3 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

1) 南海トラフ地震に対する地震防災対策としての医療機関の高台移転整備に係る融資条件の優遇措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金により高台移転整備を行うものについて融資条件を次表のとおり改める。

【第 23 条、第 24 条及び第 26 条関係】

区分	【新設】
貸付金の使途	機構の理事長が定める
利率	機構の理事長が定める(※1)
貸付金の限度額	機構の理事長が定める(※2)

※1 当初 5 年間は 7.2 億円を上限に無利子(7.2 億円を超える部分は基準金利から▲0.9%)、6・7 年目は基準金利から▲0.9%、8 年目以降は基準金利同率とする予定。

※2 100 分の 95 とする予定。

2) 病床充足地域における病院の融資条件の見直し

病床充足地域における病院の増改築資金に係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 26 条関係】

区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 75	100 分の 80

※ 療養病床を有しない病院で 200 床未満の病院（福祉医療機構以外からの資金の借入れが困難な場合に限る。）、臨床研修指定病院、社会医療法人が開設する病院、特定病院に該当する病院、病床を削減する病院は従来通りの取扱いとする予定。

3) 石綿除去等のための整備事業等に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付限度額の引上げ）」について、適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年度まで	平成 25 年度まで

4) 経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「経営安定化資金に係る融資条件の特例（償還期間の延伸及び貸付限度額の引上げ）」について、適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 15 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

※ 持分なし医療法人への移行に係る経営安定化資金については、貸付金の限度額を 2 億 5 千万円とする予定。

5) 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引下げ）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

6) 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（耐震化整備事業及び高台移転整備事業含む。利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ。）」及び「定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条及び第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

7) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 26 年 3 月 31 日までとされていた「スプリンクラー整備に係る融資条件の特例（利率の引下げ及び貸付限度額の引上げ）」の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 23 条第 4 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年 3 月 31 日まで

3. 助成事業の事業対象の変更に係る改正

◆ 助成事業の対象の見直し

助成事業の対象となる事業を次表のとおり改める。

【第 32 条関係】

区分	【新】	【旧】
助成対象事業	○福祉活動支援事業 ○地域連携活動支援事業 ○全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	○福祉活動支援事業 ○ <u>社会参加促進活動支援事業</u> ○地域連携活動支援事業 ○全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 ○ <u>災害福祉広域支援事業</u>

4. その他

◆ 独立行政法人地域医療機能推進機構の発足に伴う改正

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の後継組織の発足を受け、社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付けに係る規定を見直す。

【第 27 条関連】

◆ その他所要の改正

上記に掲げるもののほか、必要な修正を行う。

5. 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

以上